○制限外積載許可取扱要領

令和6年6月21日 山口交規第625号

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第57条第3項の規定に基づき、警察署長及び高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が行う制限外積載許可(以下「許可」という。)について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者 が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記する よう求めるものとする。

この場合において申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所 及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求める ものとする。ここでいう車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同 乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に 係る運転期間が例えば1年間である場合に、その期間内で運転者が交替す る場合などである。

第3 許可の申請

許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長等に提出しなければならないこととされている。警察署長等は、この場合において、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第4 電子申請の取扱い

1 申請・受理手続

制限外積載許可の電子申請(以下「電子申請」という。)については、 山口県庁で構築している「やまぐち電子申請サービス」で受け付けること とし、申請者から直接、各警察署にメール送信された場合は、「やまぐち 電子申請サービス」を使用して申請するよう、申請者に連絡するものとす る。

2 申請要件

電子申請により受け付ける申請について、原則、特段の制限は設けないが、当該申請を受け付ける前に、警察署長等が必要と認める場合は、書面による申請を求めることができる。

3 申請データの確認

行政端末で申請データの有無について、執務時間内に1日1回以上確認 すること。 4 申請データの補正

他警察署の申請書が誤って登録されていた場合については、申請者に対し速やかに、出発地を管轄する警察署等に修正するよう求めること。

5 申請データの出力

申請を受理した際は、各警察署等で申請データを印刷し、決裁を受けること。

6 受付及び許可日の決定

受付印の日付は、申請データが到達した日とする。

また、許可日については、決裁が終了した日付とすること。

なお、許可番号については、書面申請・電子申請を区別することなく、

一連番号とすること。

7 審査完了通知

許可申請の決裁後、申請者に対し審査完了及び許可証等交付の連絡を行 うこと。

8 制限外積載許可管理簿(電子申請用)の作成 制限外積載許可に係る電子申請を受理した際は、別添「制限外積載許可 管理簿(電子申請用)」(様式第1号)を作成すること。

第5 許可の単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう 1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場 合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

第6 許可の期間

とする。

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第7 申請手続の特例

- 1 2、3及び4に該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行 政事務の合理化を図るため、第5及び第6にかかわらず、2、3及び4に 記述するとおり取り扱うものとする。
- 2 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、 次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処 理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内

(1) 車両が同一であること。

- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。
- 3 高さ制限のみが超える制限外積載許可申請の取扱い

高さ制限のみが超えることにより制限外積載許可及び特殊車両通行許可等が必要な場合で、特殊車両通行許可証の写し又は登録車両の通行に関する回答書の写し(以下「特殊車両通行許可証の写し等」という。)を添付して制限外積載許可申請がなされた場合は次の事項に配意すること。

(1) 審査時の留意事項

本件申請がなされた場合は、運転経路中の道路法に規定する道路に高さに起因した運搬に障害となるもの(高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないことが、特殊車両通行許可証の写し等によって疎明できることから、当該書類がある場合には、基本的には、車両の構造、積載物など高さの観点以外の観点に着目し、審査を行うことで、審査期間の短縮に努めるとともに、申請者の負担軽減のため、添付されている特殊車両通行許可証の写し等で確認可能な内容を疎明するための資料を重ねて求めないよう配意すること。

(2) 道路法上の道路以外の道路が運転経路に含まれる場合の留意事項 道路管理者による特殊車両通行許可等に係る審査は、道路法に規定す る道路のみを対象としたものであることから、農道等のそれ以外の道路 が運転経路に含まれる場合には、当該道路中に高さに起因した運搬に障 害となるものが存在しないか否かについて、従来どおり審査を行う必要 があるので、留意すること。

(3) 許可期間の柔軟化

同一運転者による定型的に反復、継続して行われる運転行為に係る制限外積載許可の期間については、第7の2のとおり、原則として1年以内としているが、

本件申請がなされた場合で、かつ、交通管理上支障がないときは、当該許可期間を特殊車両通行許可の期間と同一とすることも可能とする。

4 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき制限外積載許可の他に設備外積載又は荷台乗車の許可が 同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載 するよう求めるものとする。

第8 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。) 第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さ の測定は、次の方法によるものとする。

1 長さ

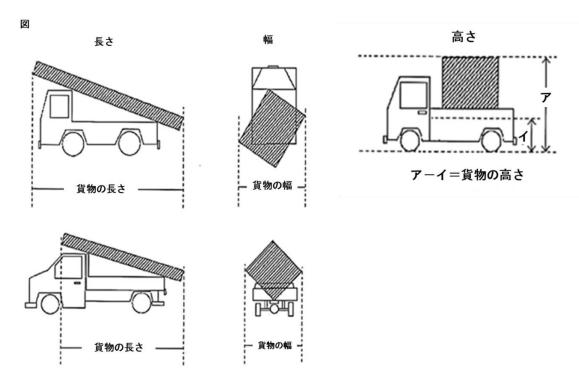
長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。(次図参照)

2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、 当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。(次図参照)

3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の 積載をする場所の高さを減じて測る。(次図参照)



第9 審査基準等

1 審査上の留意事項

申請を受理した場合は、次の事項について、それぞれ掲げる基準により審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがある場合又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認める場合は、補正を求め、又は申請を却下するものとする。

2 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法定の制限を超えることとなる貨物であって、 電柱、変圧器等のように、形態上単一の物件であり、分割し、又は切断す ることにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるも のとする。

3 積載の基準

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次に掲げる場合又は積載物の令第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、第12及び第13のとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、ア及びイに係る部分に限る。)

ア長さ

車長に車長の10分の5を加えた長さを超え、かつ、自動車及び積 載物全体の長さが16メートルを超える場合。ただし、セミトレー ラ連結車にあっては17メートル、フルトレーラ連結車にあっては19メートル、ダブルス連結車にあっては21メートルを超える場合。

イ幅

車幅に1メートルを加えた幅を超え、かつ、自動車及び積載物全体 の幅が3.5メートルを超える場合。

ウ高さ

4. 3メートル (三輪の普通自動車及び軽自動車にあっては3メートル) から積載する場所の高さを減じた高さを超える場合。

エ 積載の方法

(ア) 前後

車体の前後から車長の10分の3を超えてはみ出す場合。

(イ) 左右

車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合。

(2) 小型特殊自動車

アー長さ

車長に車長の10分の5を加えた長さを超える場合。

イ幅

車幅に1メートルを加えた幅を超える場合。

ウ高さ

2. 5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超える場合。

エ 積載の方法

前記(1)のエに同じ。

(3) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものは、高さ及び方法について適用)

ア長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置)の2倍の長さを超える場合。

イ幅

車体の幅を超える場合。ただし、125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の幅に1メートルを加えた幅を超える場合。

ウ高さ

2. 5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超える場合。

エ 積載の方法

(ア) 前後

乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合。

(イ) 左右

車体の幅を超える場合。ただし、125cc以下の自動二輪車が リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーを積載装置の左右 から0.5メートルを超えてはみ出す場合。

(4) 原動機付自転車

ア長さ

積載装置(リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置)の2倍の長さを超える場合。

イ幅

車体の幅を超える場合。ただし、リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の幅に1メートルを加えた幅を超える場合。 ウ 高さ

2.5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超える場 合

エ 積載の方法

(ア) 前後

積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合。

(イ) 左右

車体の幅を超える場合。ただし、リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合。

- 4 運転期間及び運転経路
 - (1) 運転期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの(重量制限が行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないこと。

- 5 その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と 認める事項
 - (1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。
 - (2) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況 により、明らかに危険であるとは認められないこと。

第10 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並び に道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場 所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法 等により行うものとする。

第11 許可の条件

許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

- 1 運転の時間帯の指定に関する事項
- 2 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- 3 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める 事項

第12 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長等は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項の車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申し合わせを行うように努めること。

第13 本部主管課との調整

- 1 警察署長等は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに 積載の方法が第9の3の基準を超えることとなる場合であって、許可の必 要性があると認めるとき及び第7の3(3)の取扱いを行おうとする場合は、 当該許可に関し、あらかじめ、交通規制課と協議するものとする。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両 の許可の取扱いに際しては、交通規制課との連絡を密に行い、当該道路に おける道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めな ければならない。

第14 留意事項

1 執務時間外の取扱い

執務時間外においても申請があれば受理しなければならない。

なお、警察本部と協議を要する申請等については、調査等のため、翌日 以降の許可となる場合があるので、あらかじめ申請者に説明しておくこ と。

2 特殊車両に係る制限外積載許可申請における留意事項

特殊車両に係る制限外積載許可申請を受理するに当たり、申請者に対し、特殊車両通行許可等の事前取得や特殊車両通行許可証の写し等の添付がなければ、制限外積載許可申請を行うことができないといった誤解を申請者に与えることのないよう留意すること。

第15 標準処理期間

申請書の受理から、審査を経て許可証交付までの標準処理期間は、5日(行政庁の休日は含まない。)とする。

第16 申請書等の保存

申請書、制限外積載許可管理簿(電子申請用)は1年間保存すること。